

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、A所在のB会社（以下「会社」という。）において、平成〇年〇月〇日から代表取締役役に就任し、業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日午前〇時頃、会社事務所において、縊死しているのを発見された。
- 2 請求人によれば、被災者は、長年、会社及びグループ企業の実質上のトップであるCの下で働いており、Cが幾つもの事業に手を出すたびに、業務全般を任せられ、毎日、深夜から朝方まで働かされ、まともに眠ることもできず、Cから叱咤、暴言を浴びせられ、普通の精神状態ではなくなっていたという。
- 3 本件は、請求人が被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして葬祭料の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者が労災保険法上の労働者と認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労災保険法は、労働者について定義規定を置いていないが、同法制定の経緯等からみて、同法にいう労働者とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）にいう労働者と同義であると解される。そして、昭和60年の労働基準法研究会報告書では、労働者性の判断基準が示され、仕事の依頼・業務に従事すべき旨の指示等に対する諾否の自由の有無、業務遂行上の指揮監督の有無、報酬の労務対償性の有無などの「使用従属性」に関する判断基準と「労働者性の判断を補強する要素」の諸要素を勘案して総合的に判断する必要があるとされているところであり、上記報告書の判断枠組みは当審査会としても合理性を有するものと考えるので、本件における労働者性の判断に当たっては、その判断枠組みを基準にして、判断の諸要素を総合的に検討すべきものとする。

(2) 請求人は、被災者は会社及びそのグループ企業の代表取締役就任していたが、実質上のトップであるCから業務全般の指示を受けていたため、労働者性を認めるべきである旨主張しているため、以下検討する。

ア 被災者が会社及びそのグループ企業の代表取締役就任に至った経緯等

(ア) 被災者は、会社Dに勤務していた時に同社代表取締役のCと知り合い、その後、同人が代表取締役であった会社Eにおいて、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで勤務し、リフォーム等の業務に従事した。

(イ) 平成〇年〇月頃、被災者は、ラブホテルを運営する会社Fの代表取締役に就任した。

(ウ) その後、Cがラブホテル業から旅館業等へ事業を拡大し、企業の買収や設立、分割を繰り返しグループ企業が増加したことに伴い、被災者は、こ

れら企業の代表取締役にも就任しており、被災者死亡時には、少なくとも会社を含む〇社の代表取締役に就任し、その旨法人登記もされていた。

なお、Cは、会社及びグループ企業の代表取締役に就任していないが、その理由について、会社関係者は、要旨、「Cは、一部上場企業に関わっていたので、同人がラブホテルの経営をしていることがわからないようにする必要があった。」と述べている。

(エ) 被災者死亡後、会社関係者の申述によれば、G会社（被災者死亡時の代表取締役は被災者。）が会社及びグループ企業の株式を100%所有し、被災者死亡後にCがG代表取締役に就任している。

(オ) 会社及びそのグループ企業における被災者の仕事内容について、会社関係者は、要旨、「被災者は、対外的には代表取締役として、金融機関、買収先の企業、内装工事の施工業者、アメニティ業者等に接しており、Cの名前は一切出していなかった。内部的にも、ホテルや旅館の現場の職員は、ほぼ全員、被災者が代表取締役だと思っていた。」、「被災者は、銀行に融資の話やあいさつ回りに行っており、融資を受ける時は、代表者印を持って行き、押印していた。」、「被災者は、会社及びそのグループ企業が銀行から融資を受ける際、個人として、その連帯保証人になっていた。」、「被災者は、グループ企業の現場従業員の採用を行っていた。」、「被災者は、部下の労務管理として、毎日、部下から日報をメールで受けていた。」、「経理、事務作業、営業、買収するホテルの調査、ホテルの運営、現場作業員の管理、シフト表の作成、売上の回収など多岐にわたっていた。」などと述べていることから、被災者は、会社及びそのグループ企業の代表取締役として、名実ともにこれら企業の業務を執行していたとみるのが相当である。

(カ) 会社及びそのグループ企業とCの関係について、会社関係者は要旨、「企業買収の資金はCが出していた。Cの知人から融資を受けることもあったが、その場合、Cが個人で借り、保証人の名義は被災者であった。」、「組織の最終的な責任者はCだったので、（被災者は）保証人や連帯保証人になることのリスクもCが取るのだろうと考えていた。」と述べていること、被災者死亡後に会社及びそのグループ企業の株式を100%所有するGの代表取締役にCが就任したこと（上記（エ））などに照らすと、Cは、会

社及びそのグループ企業の出資者であり、その実質的な経営者であったと推認される。

イ 「使用従属性」の判断

(ア) 仕事の依頼や業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無

代表取締役への就任について、被災者は、被災者死亡当日のメールにおいて、要旨、「C社長から代表になってラブホテル運営を行ってほしいと言われたのがきっかけで代表取締役を引き受けた。」と述べていること、会社関係者は、要旨、「被災者は、具体的に何をするのか確認の上、代表取締役を引き受けたのだと思う。」と述べていることから、Cの依頼に対し、被災者は、代表取締役の職責等も確認した上で、代表取締役への就任を了承したものと認められ、決定書理由に説示のとおり、被災者には業務の依頼に対する諾否の自由があったものと判断する。

(イ) 業務遂行上の指揮監督の有無について

Cからの指示等について、会社関係者は、要旨、「Cは、会社及びそのグループ企業のアドバイザーのような立場であった。」、「被災者がC社長にアドバイスをもらっていたのは事実だと思う。私（H）が会社に入社（平成〇年〇月〇日）した当時、経営状態が悪かったので、被災者はC社長のアドバイスどおりに行動していた可能性もあるが、C社長の指示、強制というものではなく、被災者がアドバイスどおりにしていかなければ経営状態が更に悪化していくと考えていたからだと思う。」、「Cは、基本的には、自分の直下に1名の責任者を置いて、その者だけに全てを指示し、その者が下に全てを伝えていくというやり方採っていた。Iがいた時は、同人がその責任者であったが、Iが辞めた後は、私（J）と被災者が責任者であった。」、「Cは、仕事をどのように進めていくのか詳細に指示を出し、いつまでに、どこまで仕上げておくべきといったことも具体的に指示していた。報告漏れがあった場合は確認することもあった。」などと述べていることから、Cは、会社及びそのグループ企業の責任者（被災者を含む。）に報告を求めたり、指示等を行っていたと認められる。

しかしながら、Cは、会社及びそのグループ企業の出資者であり、その実質的な経営者であったと推認される（前記ア（カ））ことから、相当大きな影響力を持つことはあり得ることであって、被災者がCから指示等を

受け、仮に被災者がそれを事実上拒否できなかったとしても、それは事実上の上下関係があったというにすぎず、決定書理由に説示のとおり、使用者が労働者に対してするような指揮監督の下で仕事に従事していたものとはいえないものと判断する。

(ウ) 場所的・時間的拘束性の有無

被災者は、勤務場所、勤務時間、休憩時間等は特に定められてはおらず、労働時間管理の対象ではなかったことから、決定書理由に説示のとおり、拘束性はなかったものと判断する。

(エ) 代替性の有無

被災者は、会社及びそのグループ企業の代表取締役であり、他の者が同人に代わって代表取締役の職責を果たすことはできないが、会社関係者は、要旨、「被災者に代わる人間は探しても見つからない状況だったので、結果的に辞めることができなかつたのだと思う。」、「私（J）の場合、代わりの人間を見つけ、代表取締役を辞めることができた。」と述べていることから、決定書理由に説示のとおり、被災者は代表取締役を辞任できたといえるので、その意味において、労務提供の代替性はあったと判断する。

(オ) 報酬の労務対償性

被災者の報酬について、会社関係者は、要旨、「複数のグループ企業から振込みがされていた。被災者が代表取締役になっている会社の決算上は役員報酬として、他の人が代表取締役になっている会社から支払われる金員は、決算上は賃金として計上していた。」、「被災者は、保証人になっていたので、金額がマックスで〇万円くらいあったが、Cが何か理由を付けては〇万円に下げたりしていた。」などと述べており、被災者が保証人になっていたことが報酬額に反映されていたこと、被災者の労働時間管理は行われていなかったことから、被災者の報酬には使用者の指揮監督の下に一定時間労務を提供したことに対する対価という性質は認められず、決定書理由に説示のとおり、労務対償性はなかったものと判断する。

ウ 「労働者性」の判断を補強する要素

(ア) 専属性の程度

被災者は、会社及びそのグループ企業の代表取締役として、名実ともにこれら企業の業務を執行しており、事実上兼業は困難であったといえるが、

兼業が禁止されていたとの事情はなく、兼業の自由がなかったとも認められないことから、専属性の程度が強いとはいえないものと判断する。

(イ) その他

① 被災者は、平成〇年〇月〇日までジョイントベンチャーで労働者として勤務していたと認められるが、同社における資格喪失後、被災者に係る雇用保険の資格取得歴は認められない。

② 被災者と会社及びそのグループ企業との間で労働契約が締結されていた事実は認められない。

エ 上記アからウの諸要素を総合的に勘案すると、被災者は、会社及びそのグループ企業の代表取締役として、名実ともにこれら企業の業務を執行していたものであって、Cの指揮監督の下で仕事に従事していたものとはいえず、報酬の労務対象性もないことから、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、被災者は労災保険法上の労働者であるとは認められないものと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。